

珪山会大門訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人珪山会が開設する珪山会大門訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 病気・けが等により、家庭において寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた者に対し、看護職員等が訪問し、訪問看護サービスを提供するにあたって、利用者の心身の特性を踏まえて、意志を尊重し、生活の質の確保を重視して、健康管理・全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続出来るように支援する。

2. 本事業は、管理者の責任において、人事・財務・物品管理等処理する。
3. 本事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス諸機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
4. 事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 珪山会大門訪問看護ステーション
- ② 所在地 名古屋市市中村区賑町 26 番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業者は、管理者及び職員を次のとおり配置し、職務内容を次のとおり定める。

- ① 管理者：保健師又は看護師を1名置く。
- ② 管理者は、所属職員を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、緊急時の対応をするなど、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- ③ 看護職員等：看護師等（保健師、看護師及び准看護師）を常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）とし、訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- ④ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士：1名以上とし、看護職員の代わりに、看護業務の一環としてリハビリテーションを担当する。
- ⑤ その他業務の状況に応じて、職員数を増減する。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日は月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

2. 営業時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、営業時間外についても必要ある場合は訪問看護を行う。

（訪問看護の内容）

第6条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持

- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の助言
- ⑨ カテーテル等の交換・管理
- ⑩ その他在宅療養を継続するため必要な医師の指示による医療処置

(緊急時における対応)

第7条 営業時間外・休業日においては、別途申込みのあった利用者に対しては、電話にて相談対応し、必要に応じて訪問看護を実施する。

- 2. 緊急時における対応については、予めかかりつけの医師及び利用者と確認し訪問看護を実施する。
- 3. 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を行う。ただし、かかりつけの医師の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。この場合、速やかにかかりつけの医師や管理者に報告しなければならない。

(利用料)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2. 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費として、次の額を徴収する。
 - ① 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルごと 100円(税別)
- 3. 死後の処置料は、10,000円とする。
- 4. 医療保険サービスの場合、営業日以外の日、営業時間以外の時間において訪問看護を提供した場合は、その他の利用料として、次の額を徴収する。
 - ① その他の利用料：2,000円/回
- 5. キャンセル料については、当日9時15分までに申し出があった場合は無料とし、申し出がなかったもの及び当日9時15分以降に申し出があった場合は、次の額を徴収する。
 - ① キャンセル料 1,000円
- 6. 前四項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、名古屋市中村区、中川区、西区の地域とする。

(利用料の減額・免除)

第10条 基本利用料を除く利用料については、支払困難と医療法人珪山会とステーションの管理者との協議により、認めた利用者の場合は、減額又は免除することができる。

(その他運営についての留意事項)

第11条 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、質の保証ができるよう努めなければならない。

- ① 採用時研修 採用後3か月以内
- ② 継続研修 年2回以上

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者と誓約書を交わすものとする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人珪山会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年4回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- ④ 上記①から③までを適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束適正化のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、身体拘束適正化のため、次の措置を講ずる。

- ① 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を年4回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体拘束適正化虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を年1回定期的に実施する。
- ④ 上記①から③までを適切に実施するための担当者を置く。

	附 則
この規定は、平成 8 年 1 2 月 2 7 日から施行する。	
	附 則
この規定は、平成 1 7 年 4 月 1 日より改正する。	
	附 則
この規定は、平成 1 9 年 5 月 1 日より改正する。	
	附 則
この規定は、平成 2 1 年 1 月 5 日より改正する。	
	附 則
この規定は、平成 2 2 年 1 2 月 1 3 日より改正する。	
	附 則
この規定は、平成 2 3 年 4 月 1 日より改正する。	
	附 則
この規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日より改正する。	
	附 則
この規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日より改正する。	
	附 則
この規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日より改正する。	
	附 則
この規定は、平成 2 6 年 7 月 1 日より改正する。	
	附 則
この規定は、平成 2 7 年 6 月 1 日より改正する。	
	附 則
この規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日より改正する。	
	附 則

この規定は、平成29年	6月1日より改正する。
	附 則
この規定は、平成30年	4月1日より改正する。
	附 則
この規定は、平成30年	7月1日より改正する。
	附 則
この規定は、平成30年	8月21日より改正する。
	附 則
この規程は、令和1年	6月1日より改正する。
	附 則
この規程は、令和1年	6月10日より改正する。
	附 則
この規程は、令和1年	11月1日より改正する。
	附 則
この規程は、令和1年	12月1日より改正する。
	附 則
この規程は、令和2年	5月1日より改正する。
	附 則
この規程は、令和3年	6月1日より改正する。
	附 則
この規程は、令和3年	11月20日より改正する。
	附 則
この規程は、令和6年	4月1日より改正する。